

地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務 仕様書

1 業務名

地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

3 業務内容

（1）県有未利用地を活用した太陽光発電電力供給事業に係る業務支援

受注者は、令和7年3月27日付けで県が公募型プロポーザル方式により企画提案を募集している「県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）」（詳細は「6 参考資料（4）」を参照のこと。）を対象に、以下のア～オの業務を実施すること。

ア 企画提案の論点整理

- ・企画提案の内容を適切に評価できるよう、県が作成した審査項目ごとの論点整理表フォーマット素案を修正する。
- ・一次審査（書面審査）の選定に資するよう、応募者（10者程度を想定）から提出された企画提案ごとに、提案内容や審査の参考となる情報などを追記した論点整理表（一次審査用）を作成する。
- ・一次審査（書面審査）で選定された3者の提案内容について、一次審査を踏まえ必要に応じて更新し、本審査（プレゼンテーション審査）の選定に資するよう論点整理表（本審査用）を作成する。

イ 県が最優秀企画提案者と締結する協定書の作成

- ・最優秀企画提案者の企画内容を踏まえ、県が作成した「協定書（案）」を修正する。
- ・協定締結に係る協議の進捗に応じ、適宜県の対応について助言する。

ウ 事業計画書の審査の支援

- ・協定締結事業者から提出された事業計画書を県が審査するにあたり、安定的な発電事業の実現可能性について、技術的適格性、電力需要、地域共生等の観点から評価する。特に、県及び協定締結事業者間におけるリスク分担について多角的に分析する
- ・評価結果を県に報告するとともに、事業計画書の内容に不足等がある場合には、協定締結事業者と協議すべき事項等を県に提案する。

エ 県が協定締結事業者と締結する土地賃貸借契約書の作成

- ・協定締結事業者から提出された事業計画書や、ウで把握した県のリスクを踏まえ、県が作成した「土地賃貸借契約書（案）」を修正する。
- ・契約締結に係る協議の進捗に応じ、適宜県の対応について助言する。

オ 次回公募に向けた募集要綱等の修正

- ・ア～エの業務の実績を踏まえ、次回公募に向け、募集要綱や仕様書、様式、企画提案選定委員会設置要領等を修正する。

（2）県が実施する小水力発電事業の売電に係る業務支援

受注者は、県が建設を進めている2つの小水力発電施設（それぞれ数百kW程度）を対象に、以下の業務を実施すること。

ア 売電手法の検討

他自治体事例や本県における政策推進の方針等を踏まえ、地産地消型再エネの導入推進

に資する適切な売電手法及び売電先の選定方法について提案し、県と協議の上、募集要綱案、仕様書案等を作成する。

(3) その他

受注者は各業務実施前に計画書を作成し県と協議するほか、必要に応じ、随時業務打合せを行う。なお、業務打ち合わせ等を実施した際は、記録簿を作成し、県、受注者において確認する。

4 実施スケジュール

令和7年

- | | |
|-----------|---|
| 6月中旬～下旬 | 論点整理表フォーマットの修正（3（1）ア） |
| 7月4日 | 【参考：対象業務1】企画提案書の提出期限 |
| 7月4日～11日 | 論点整理表（一次審査用）の作成（3（1）ア） |
| 7月中旬 | 【参考：対象業務1】一次審査（書類審査）の実施 |
| 7月中旬～下旬 | 論点整理表（本審査用）の作成（3（1）ア） |
| 7月下旬 | 【参考：対象業務1】本審査（プレゼンテーション審査）
最優秀企画提案者の決定 |
| 8月上旬 | 協定書（案）の修正（3（1）イ） |
| 8月上旬～9月下旬 | 最優秀企画提案者との協定締結に係る助言（3（1）イ） |
| 9月下旬 | 【参考：対象業務1】県と最優秀企画提案者の協定締結 |
| 10月下旬 | 次回公募に向けた募集要綱等の修正（4（1）⑤関係）（1） |
| 12月下旬 | 小水力発電の売電手法の検討（3（2）ア） |

令和8年

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1月上旬～2月下旬 | 事業計画書の審査（3（1）ウ） |
| 2月下旬 | 土地賃貸借契約書（案）の修正（3（1）エ） |

5 成果の確認

事業成果は業務完了報告書により確認することとし、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 業務完了から2週間以内
- (2) 提出部数 紙媒体1部及びデータ形式
- (3) 提出場所 宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班
- (4) 業務報告完了書の内容
 - ア 業務実施に際して作成した資料一式（「3 業務内容」の項目ごとにまとめること）
 - イ 県と受注者による打ち合わせ記録簿
 - ウ その他、業務実施に際し作成したデータ等の一切

6 参考資料

業務の実施にあたっては、以下の資料及びその他公表資料を参考とすること。

- (1) みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略
 - ア [概要版及び本文](#)
 - イ [参考資料（再エネ・省エネに係る目標の設定について）](#)
- (2) [令和5年度第4回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会資料1](#)
- (3) 再エネの地産地消による脱炭素社会の実現と県内経済の競争力確保に向けた基本方針
【仕様書別紙】
- (4) [県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）](#)

7 その他

- (1) 本業務の成果に関する全ての権利は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでない。
- (2) 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。
- (3) 仕様書に定めは無いものの、本業務を遂行する上で必然的に対応が必要となる事象が発生した場合には、受注者が責任を持って対応すること。その他、仕様書に定めが無い事象については、その都度県と受託者が協議して対応を決定するものとする。